

警察・弁護士・被害者サポートセンターが 支援をします

被害にあわれた方が、ご自身の情報（氏名、連絡先、被害内容、希望する支援等）を下記3機関にお知らせすることに同意された場合には、3機関が連携して支援にあたります。

石川県警察

- 捜査過程における付添い支援
- 再被害防止措置
- 臨床心理士によるカウンセリング
- 犯罪被害給付制度に関する手続
- 初診料の公費負担
- 「一時避難場所費用」（宿泊費）にかかる公費負担など



金沢弁護士会

被害者支援に詳しい弁護士が対応

- 法律相談
- 告訴・告発
- マスコミ対応（取材回避）
- 裁判対応（公判対応等）
- 示談交渉
- 損害賠償請求
- 労災保険給付請求



公益社団法人 石川被害者サポートセンター

- 電話相談・面接相談
- 警察・検察庁・病院・裁判所への付添い
- 公判の代理傍聴
- 犯罪被害者等給付金申請の補助
- 被害者緊急支援金（裏面参照）申請の補助
- 交通事故被害者の会「でんでん虫の会」（自助グループ）の活動支援



ご不明な点は、遠慮なくご相談ください。

- 石川県警察（県民支援相談課被害者支援室）・076-225-0110（代）
- 金沢弁護士会・・・・・・・・・・・・・・・・076-221-0242
- （公社）石川被害者サポートセンター・・・・076-226-7830

～3機関による支援について～

(石川県警察・金沢弁護士会・石川被害者サポートセンター)



Q1. 3機関による支援を受けるにはどのような手続が必要ですか？

→ 申出をしていただければ、情報提供に関する「同意書」をお渡ししますので、記入の上、担当者に提出してください。

受付後、できるだけ速やかに、石川県警察、金沢弁護士会、(公社)石川被害者サポートセンターの3機関で情報を共有し、支援を始めます。

Q2. 費用はかかりますか？

→ 警察・石川被害者サポートセンターの支援は無料です。
金沢弁護士会は、初回は無料で相談が受けられます。

Q3. 弁護士に示談や裁判等に対応してもらうには、どれくらいの費用がかかりますか？

→ 事案や依頼内容により異なりますので、初回の相談時に弁護士にご相談ください。

被害にあわれた方にも国選弁護制度があるほか、日弁連、法テラスによる各種援助制度もあります。制度により利用条件が異なりますので、詳しくは、初回相談時か法テラスにご相談ください。

【日弁連犯罪被害者委託援助の例】

現金・預貯金の額が300万円以下であれば、原則として援助が受けられます。

現金・預貯金の額の算定にあたり、犯罪行為を原因として必要となる1年分の療養費等は差し引いて構いません。

現在の現金・預貯金

－

1年以内に支出する生活費等

≤

300万円

Q4. 申出の期限はありますか？

→ 支援を受けたいと考えたときにお申し出ください。ただ、早い段階で申出をしていただくと、よりの確に支援できることが多いです。

Q5. 途中で申請を取り消すことはできますか？

→ あなたのご意向に反して各機関が支援を行うことはありませんので、支援を希望されなくなった場合や希望されない支援事項がある場合は、担当者にその旨、お伝えください。

申請については、あらかじめご家族等とのご相談をお勧めします。

Q6. 表面記載の「被害者緊急支援金」とは、どのようなものですか？

→ 「(公社)全国被害者支援ネットワーク」が行っている事業です。

犯罪被害者等が、犯罪等に起因して、医療費、交通費、転居費等の支払いが困難で、かつ、緊急に支援が必要な場合に、1対象者ごと10万円以内が支給される制度です。対象者には資力要件等があります。

詳しくは、石川被害者サポートセンターにご相談ください。